

投資一任契約締結前交付書面 新旧対照表

(新)	(旧)
<p>金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第 2796 号 一般社団法人<u>資産運用業協会</u>加入</p>	<p>金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第 2796 号 一般社団法人<u>日本投資顧問業協会</u>加入 <u>一般社団法人投資信託協会</u>加入</p>
<p>4 金融商品取引業者の概要： （略） （4）加入協会：一般社団法人<u>資産運用業協会</u> （略）</p>	<p>4 金融商品取引業者の概要： （略） （4）加入協会：一般社団法人<u>日本投資顧問業協会</u>、<u>一般社団法人投資信託協会</u> （略）</p>
<p>1 2 お客様及び公衆の縦覧に供すべき事項： 当社の経営内容をお知りになりたい場合は、当社で「説明書類」をご自由にご覧になれます。また、関東財務局で、「金融商品取引業者登録簿」をご自由にご覧になれます。当社は一般社団法人<u>資産運用業協会</u>の会員であり、会員名簿を協会事務局でご自由にご覧になれます。</p>	<p>1 2 お客様及び公衆の縦覧に供すべき事項： 当社の経営内容をお知りになりたい場合は、当社で「説明書類」をご自由にご覧になれます。また、関東財務局で、「金融商品取引業者登録簿」をご自由にご覧になれます。当社は一般社団法人<u>日本投資顧問業協会</u>、<u>一般社団法人投資信託協会</u>の会員であり、会員名簿を協会事務局でご自由にご覧になれます。</p>
<p>1 4 苦情処理措置について： （2）当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人<u>資産運用業協会</u>から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。 （略）</p>	<p>1 4 苦情処理措置について： （2）当社は、上記により苦情の解決を図るほかに、次の団体を通じて苦情の解決を図ることとしています。この団体は、当社が加入しています一般社団法人<u>日本投資顧問業協会</u>から苦情の解決についての業務を受託しており、お客さまからの苦情を受け付けています。この団体をご利用になる場合には、次の連絡先までお申出ください。 （略）</p>
<p>1 5 紛争解決措置について： 当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとして</p>	<p>1 5 紛争解決措置について： 当社は、上記の特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターが行うあっせんを通じて紛争の解決を図ることとして</p>

<p>います。同センターは、当社が加入しています一般社団法人<u>資産運用業協会</u>からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。</p> <p>(略)</p>	<p>います。同センターは、当社が加入しています一般社団法人<u>日本投資顧問業協会</u>からあっせんについての業務を受託しており、あっせん委員によりあっせん手続が行われます。当社との紛争の解決のため、同センターをご利用になる場合は、上記の連絡先にお申出ください。</p> <p>(略)</p>
--	--

以上